災害時要援護者台帳の更新および登録

町では災害が起きた時に自分で避難することが難しく、避難するのに特に支援を必要とする方を「要援護者」とし、台帳に登録しています。年に一度、登録内容の確認を行っていますので、皆様のご協力をお願いします。

登録の対象となる方

以下の①～⑥の方のうち、**自力で避難することが難しいと思われる方**

① 介護保険で、要介護３以上の認定を受けている方
② 身体障害者手帳１級・２級の方
③ 療育手帳Ａ１・Ａ２の方
④ 自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けている方
⑤ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
⑥ 65 歳以上の一人暮らし高齢者および 65 歳以上高齢者のみ世帯

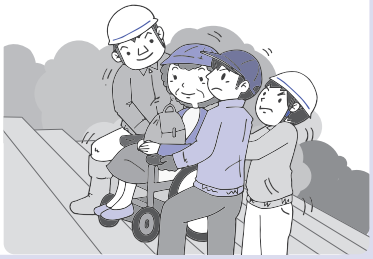

【更　　新】 区長を通じて「災害時要援護者登録票」を配布しますので、内容を確認し、変更がある方は区長に提出してください。

【新規登録】「登録の対象となる方」のうち、

- ①～③の方は、保健福祉課が郵送で登録の同意調査を行います。
- ⑥の方は、区長が登録の同意調査を行います。
- ④⑤の方で**自力で避難することが難しいと感じる方**は、保健福祉課までお知らせください。

※登録内容の修正や新規登録については、随時、受け付けています。
※登録の際には避難支援者を記載する欄がありますが、区長や民生委員に限らず**実際に避難支援が可能な方**をお願いします。
※台帳は、南越前町、区、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、消防署、警察ほか避難支援に関わる関係機関で平常時から情報を共有し、災害時に利用します。

■**問合せ**　保健福祉課　☎ 0778－47－8007

令和２年度　交通災害共済　加入申込み受付中

福井県市町交通災害共済は、県内 16 市町（福井市除く）が共同で行い、共済へ加入した方が万一交通事故にあった際に見舞金を支給する制度です。いざという時、あなたを守る交通災害共済に家族揃っての加入をお勧めします。

（1）共済掛金　１人年額 500 円（中途加入の場合も同額）　※ 加入は１人１口

（2）対象となる事故

日本国内で自動車、自転車、路面電車などの運行に伴う接触、衝突、転落、その他の事故による人の死傷

（3）共済期間　令和２年４月１日～令和３年３月 31 日　※ 中途加入の場合は掛金納入の翌日から適用

（4）申込期限　３月 27 日（金）

（5）加入方法　加入申込書を各家庭にお届けしますので、いずれかの窓口までお申し込みください。
①各区長　②役場会計室または各事務所　③県内福井銀行（10 月末まで）

★事故に遭われた場合は、すみやかにご連絡ください。

■**問合せ**

総務課防災安全室　TEL 0778－47－8016
今庄事務所　☎ 0778－45－1111
河野事務所　☎ 0778－48－2111

春の交通安全県民運動

期　間　４月６日(月)～15日(水)　10日間
交通事故０（ゼロ）を目指す統一行動日　４月10日(金)